

問題だらけの「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の実現を目指す条例」  
オリンピック憲章にかこつけて一部人権課題のみ取り上げ規制を目指す条例

渥美昌純

1) 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の実現を目指す条例とは何か？

前文

1章 オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現(1～2条)

2章 多様な性の理解の推進(3～7条)

3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進(8～18条)

附則

※条例の中心はどうみてもヘイトスピーチ規制部分

●前文の問題点

そもそも東京都に人権条例に該当する条例はない。人権プラザ設置条例(2001)

※大阪府には人権尊重の社会づくり条例(1998)あり

「東京都人権施策推進指針に基づき」と言っているが？

※都における今後の人権施策の基本理念や施策展開に当たっての基本的な考えを示したものの人権課題を個別に16+1として取り上げ「現状」と「施策の方向性」を指摘。最新版2015年女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者とその家族、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題、災害に伴う人権問題、ハラスメント、性同一性障害者、性的指向、路上生活者、様々な人権課題

●1章の問題点

「オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念」(1条)って？

→莫大な財政負担を求めるから大都市しか開催できない特権的スポーツ大会

→人が多く住む大都市に巨大施設を作るから、追い出しと環境破壊がつきもの

→競争させて順位を競うこと自体が能力主義。オリンピック憲章が人権指針になるの？

「オリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」

●2章の問題点

「差別解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るため、基本計画を定める」「必要な取組を推進する」(5条)

→基本計画の策定はいつ？当事者の意見は反映されるのか？必要な取組の具体策は？

●3章の問題点

「都は本法外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(4条第2項に基づき、都の実情に応じた施策を講ずることにより、不当な差別的言動の解消を図る)(8条)→そもそも現状の把握がきちんとされているのか？

6月4日東京都総務委員会資料『3都内におけるヘイトスピーチ等の件数(過去5年間)』  
「ヘイトスピーチを伴うデモ等を行っている」と報道等で指摘している団体が「2012年4月から2015年9月までに実施したデモ等の発生件数」しかも「実際に行われていたか明らかにするものではない」

※ヘイトスピーチ規制法成立は2016年9月3日

「表現活動 集団行進及び集団示威運動並びにインターネットによる方法その他手段により行う表現行為をいう」(9条)

→不当な差別的言動の定義がなく、いきなり表現活動。表現活動は街頭デモに限らない

※ヘイトスピーチ規制法には差別的言動の定義あり。

専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう

※対象者を「本邦外出身者」と「適法に居住するもの」に限定。アイヌ民族など対象外。

オーバーステイ問題。ヘイトスピーチ規制法がヘイトスピーチの温床になりかねない

「知事は、公の施設において不当な差別的言動が行われることを、防止するため、公の施設の利用制限について基準を定めるものとする」(11条)

→不当な差別的言動の定義なし。利用制限について基準示さず。6月4日の概要は要件あり。会場利用制限は2つの条件を満たす必要があるとされた

①不当な差別的言動が行われる蓋然性が高いこと②不当な差別的言動が行われることで、公の施設の安全を確保できない危険性が高いことが客観的かつ明白に明らかであること

→会場使用制限の方向に舵をきった危険性が

「表現活動の概要等の公表するものとする」(12条)「措置及び公表は、都民等の申出又は職権により行う」(12条2項)「当該不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意」(12条3項)

→都民の申出を認めたことにより、乱発の可能性が。

→都がしている不当な差別的言動の内容拡散は対象に？具体例「朝鮮学校調査報告書」公表施設財産の使い方に問題がある私立学校は他にもあるが、他の学校は情報公開しても学校名黒塗り。WEBで結果公表しない。

「表現活動が不当な差別的言動に該当するおそれがあると認めるとき」又は「申出があったときは」「審査会の意見を聴かなければならない」ただし「申出があった場合において」「該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない」(13条)

→知事が認める場合は審査会の意見を聞くが、都民の申出は審査会を聞かない場合あり

→知事の恣意的判断で審査会の開催が決定する可能性が

「知事の附属機関として、審査会を置く」(14条)

→知事の意向が強く反映される危険性あり

「審査会の委員は、知事が、学識経験者その他適当と認める者のうちから委嘱する」(15条)

→関東大震災朝鮮人慰霊式の追悼文を取りやめる知事が、適当と認める学識経験者？

「審査会の組織及び運営並びに調査審議の手續に関し必要な事項は、知事が別に定める」(17条)

→規則に委任する可能性大？知事の意向でいくらかでも拡大可能。

## 2) なぜ問題だらけの条例になったのか

- ・条例作成のきっかけは都民ファースト質問に対する小池都知事の答弁(2017年12月6日)

オリンピック憲章の精神を実現するための取り組みについてのご質問でございます。

2020年東京大会を成功させるためには、外国人はもとより、女性も、男性も、子供も、高齢者も、障害のある方も、LGBTの方なども、誰もが希望を持って生き生き生活ができ、活躍できる都市、すなわちダイバーシティを実現しなければなりません。

都はこれまでも、ダイバーシティをテーマとした大型人権啓発イベント、ヒューマンライツ・フェスタ2017や人権週間行事、さらには東京都人権プラザでの啓発などを通じまして、あらゆる差別を許さないという人権意識が広く浸透した社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

お話のオリンピック憲章の考え方でございますが、ダイバーシティの実現に資するものであります。このため、そこに掲げられた理念を東京のまちの隅々にまで行き渡らせ、都民の皆様と意識を共有するために条例化に向けた検討をするように指示をしたところでございます。

今後、オリンピック憲章の精神を東京で実現していくため、より一層取り組みを推進してまいり、都民の皆様とともに、多様性が尊重され、温かく優しさにあふれる都市をつくってまいりたいと思います。

→人権啓発の対象は一般都民で行政を取り締まる気なし。多くの人権課題を取組む気なし。国際人権規約などの人権基準ではなく、オリンピックを人権規範として使う。

- ・2018年1月15日の「オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の条例制定について」から条例の要素、タイムスケジュールありき。

→「平成30年第3回定例会(平成30年9月)提案を予定」と明記

- ・2月27日の「オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念を実現するための条例(仮称)専門家からの意見聴取について」にあるように専門家の意見を聞いてよりよい条例にする気なし

→アドバイザーは1) オリンピック憲章 2) LGBT 3) ヘイトスピーチの各分野から選任

→個別に意見聴取を行い、会議体形式での意見聴取は行わない

→会議体としての意見取りまとめには相応の開催回数が必要

- ※アドバイザーからの意見の概要を公表することにより、行政側のみでなく、外部の意見を取り入れたことを強調

※アドバイザーには守秘義務を課す。

- ・条例案概要の重要部分はあえて条例案には入れない

→具体例 都が保有する公の施設の利用制限(上記に記載済み)

- ・当然パブコメの意見も無視。8月25日公表。合計1085件。内訳オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現94件。多様な性の理解の推進731件。ヘイトスピーチ関連239件。その他21件

※良くあるパブコメに寄せられた意見に対しての行政側の見解はない

→パブコメには多種多様な意見があり、とても集約不可能だから？

## 3) 果たして良い条例になるのか？